


協議項目	19 慣行の取扱い		関連項目			
事務・事業制度名等			担当部会名等	総務部会		
調整方針	・市章、市民憲章、市の花、木、花木等は、新市において新たに定める。 ・宣言は、新市において調整する。			調整方針確認日		
				平成14年 月 日		
伊勢市	二見町	小俣町	御園村	調整の具体的内容		
市章 (明治40年4月4日制定)  この図案は、中央に田の字を置き、4周に3弁の桜花を配して、宇治と山田を象徴化したものです。	町章 (昭和41年11月15日制定)  外側の上下の半円は二見町の「二」を表しています。内側の円は太陽で、日の出の名所として知られた二見浦の「日の出」を表しています。このしるしは、二見町が昇る太陽のように限りなく発展していく様子や願いを表したものです。	町章 (昭和33年10月20日制定)  図案は、小俣町の「小」を図案化。円で和を、翼型で発展を表し、明るく伸びゆく小俣町を象徴したものです。	村章 (昭和55年9月8日制定)  村名の頭文字である「み」を図案化し、飛躍発展を表徴しました。			
先進事例 <table border="0" style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align:top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ひたちなか市 「新たに市章を定める。」 ・あきる野市 「市章は、新市において新たに定める。」 ・篠山市 「市章は、新市において新たに定めるものとする。」 </td> <td style="width:50%; vertical-align:top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・西東京市 「市章は、新市において調整する。」 ・さいたま市 「市章は、新市において検討するものとする。」 ・さぬき市 「市章は、新市において新たに定める。」 </td> </tr> </table>					<ul style="list-style-type: none"> ・ひたちなか市 「新たに市章を定める。」 ・あきる野市 「市章は、新市において新たに定める。」 ・篠山市 「市章は、新市において新たに定めるものとする。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市 「市章は、新市において調整する。」 ・さいたま市 「市章は、新市において検討するものとする。」 ・さぬき市 「市章は、新市において新たに定める。」
<ul style="list-style-type: none"> ・ひたちなか市 「新たに市章を定める。」 ・あきる野市 「市章は、新市において新たに定める。」 ・篠山市 「市章は、新市において新たに定めるものとする。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市 「市章は、新市において調整する。」 ・さいたま市 「市章は、新市において検討するものとする。」 ・さぬき市 「市章は、新市において新たに定める。」 					

具体項目	伊 勢 市	二 見 町	小 俣 町	御 園 村	調整の具体的内容
市民憲章	<p>昭和42年1月1日制定</p> <p>伊勢市は、神宮鎮座の地であって、古くから国民の心のふるさととして親しまれてきたまちです。</p> <p>わたしたちは、伊勢市民としての誇りを持ち、伊勢市がいつそう平和で、文化豊かな美しいまちとなり、訪れる人にも心のうるおいとなるように、みんなで力を合わせて努めましょう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然を愛し、歴史を尊び、清く美しいまちをつくりましょう。 2 健康とよろこびをもって働き、明るく楽しいまちをつくりましょう。 3 きまりを守り、よい習慣を育て、安全で住みよいまちをつくりましょう。 4 すべての人に親切をつくし、たがいに助けあい、あたたかいまちをつくりましょう。 5 つねに視野を広め、産業と教育をのばし、豊かなまちをつくりましょう。 				
先進地事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ひたちなか市 「合併後検討委員会を設け、新たに市民憲章を定める。」 ・あきる野市 項目なし ・篠山市 「市民憲章は、新市において新たに定めるものとする。」 ・西東京市 「市民憲章は、新市において調整する。」 ・さいたま市 「市民憲章は、新市において検討する。」 ・さぬき市 「市民憲章は、新市において新たに定める。」 				

具体項目	伊 勢 市	二 見 町	小 俣 町	御 園 村	調整の具体的内容
市町村の花		ひまわり 昭和 63 年 11 月 13 日指定	菊 昭和 63 年 11 月 3 日指定	菊 平成元年 3 年 6 日指定	
市町村の木	桜(オヤネザクラ) 昭和 54 年 10 月 18 日指定	くろまつ 昭和 54 年 9 月 22 日指定	桜 昭和 63 年 11 月 3 日指定	臥竜梅 平成元年 3 年 6 日指定	

先進地事例

- ・ひたちなか市 「合併後検討委員会を設け、新たに市の花、木、鳥の選定を行う。」
- ・あきる野市 「市の花、木、鳥は、新市において新たに定める。」
- ・篠山市 「市の木、花は、新市において新たに定めるものとする。」
- ・西東京市 「市の木、花、鳥は、新市において調整する。」
- ・さいたま市 「市の木、市の花は、新市において検討するものとする。」
- ・さぬき市 「市木、市花は、新市において新たに定める。」

具体項目	伊 勢 市	二 見 町	小 俣 町	御 園 村	調整の具体的内容
宣 言	非核平和都市宣言 昭和 59 年 12 月 24 日	非核平和の町宣言 平成 8 年 12 月 13 日	非核平和都市宣言の町 昭和 60 年 6 月 24 日	「非核宣言の村」宣言 平成 9 年 3 月 7 日	
	人権尊重都市宣言 平成 4 年 12 月 12 日	人権尊重の町宣言 平成 5 年 12 月 17 日	人権尊重の町宣言 平成 5 年 9 月 21 日	「人権尊重の村」宣言 平成 5 年 12 月 16 日	
	交通安全都市の宣言 昭和 37 年 3 月 12 日	交通安全都市宣言 昭和 37 年 3 月 19 日	ゆとり宣言 平成 2 年 6 月 26 日		
	青少年を守る都市の宣言 昭和 41 年 5 月 4 日	青色申告宣言の町 昭和 48 年 3 月 22 日	明るい選挙宣言の町 昭和 37 年 12 月 25 日		

先進地事例

- ・ひたちなか市 「核兵器廃絶平和宣言については、宣言文を統一し、都市宣言を行う。スポーツ健康都市宣言については、新市において調整する。」
- ・あきる野市 「清浄都市宣言、清浄都市憲章、交通安全都市宣言、スポーツと音楽のまち宣言は、新市において調整する。」
- ・篠山市 「宣言は、新市において調整するものとする。」
- ・西東京市 「都市宣言は、新市において調整する。」
- ・さいたま市 「各都市宣言は、新市において検討する。」
- ・さぬき市 項目なし